

質問票に対する回答

【共同生活援助・短期入所共通】

Q1 虐待防止委員会について

虐待防止委員会は、グループホーム内の職員だけで構成していいのか。外部の心理士等、有資格者や、地域の方など第三者を入れるべきか。

A 虐待防止委員会の構成員には、事業者の管理者や虐待防止担当者のほか、利用者やその家族、専門的知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいとされています。

なお、虐待防止委員会の設置にあたっては、虐待防止委員会に求められている役割（「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」）を踏まえ、その機能を有していることに留意してください。

（解釈通知 第十五の3（12）（第三の3（31）準用）参照

Q2 サービス提供記録の内容について

サービス提供の記録の利用者に伝達すべき必要な事項で「利用者負担額等」とあるが、「利用者負担額等」に関して、サービス提供記録に記載しなければならない内容はあるか。

A サービス提供記録に記載する「利用者負担額等」とは、例えば加算に係る支援内容や、食事の提供状況など、利用者負担額等の利用料金に影響するものが挙げられます。

【共同生活援助】

Q3 夜間支援等体制加算について

当グループホームでは、夜間支援等体制加算(Ⅱ)の宿直で対応している。ビルの上下階を借りて運営しており、現在はそれぞれ1名ずつ配置しているが、今回のような新型コロナウイルスの感染または濃厚接触者の疑いなど、勤務が難しいことが発生した場合、どちらかの1名が上下の階を夜間巡回するような方法で勤務することで、夜間支援等体制加算(Ⅱ)は認められるか。

また、今後考えられる人員不足の際の対応として、一時的にでもこれが可能か。

- A 夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定する際の夜間支援従事者の配置要件のうち、複数の共同生活住居に居住する利用者に対して支援を行う場合は、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)が整備されていることとされています。

これらの要件を満たし、1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居(5か所まで)における夜間支援を行う場合、20人までの利用者を対象とすることができます。

ご質問のケースで、上記要件を満たしている場合、夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定は可能です。

(留意事項通知第二の3(8)⑧(二)ア((一)ア準用)参照)

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、グループホームの人員に不足が生じてしまう場合は、次のような対応が可能です。この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況により終了となることがありますので、取扱いに注意してください。

- ・グループホームにおいて、新型コロナウイルス感染者が発生した場合などに、緊急的な対応として、他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合についても、当該グループホームへの夜間支援等体制加算を算定して差し支えない。(新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報) 令和2年5月27日付事務連絡 参照)

Q4 帰宅時支援加算について

毎週末、または仕事が休みの日に自宅に帰る利用者に対して、それぞれ具体的にどのような支援が必要なのか、毎回内容に苦勞している。当事業所の利用者は自身の判断で自宅に帰り、また休みの日でもグループホームに寄って数時間過ごして行く利用者である。

彼ら彼女らのご家族への連絡を毎回どの程度したらいいか、また利用者に直接帰宅時に声をかける程度でいいのか、それがサービスの提供になっているのかとても迷っている。

また、連絡方法として、実際にライン等のSNSを利用して行っているが、これもご家族への連絡として認められるか。

- A 帰宅時支援加算を算定するにあたっては、共同生活援助計画に基づき、当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うとともに、当該利用者が帰省している間、家族等との連携が十分に図られていること、またそれにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分に把握できていることが必要となり、そのうえで、把握した内容は記録し、必要に応じ共同生活援助計画の見直しを行う必要があります。

帰宅時支援加算を算定する場合は、このことを踏まえた支援を実施するよう留意してください。

なお、連絡方法については、ご家族が対応できる手段であることが前提ですが、ライン等のSNSを利用する場合であっても、例えば電話等も併せて利用するなどして、前述のとおり、当該利用者の居宅等における生活状況等（利用者の体調等）を十分に把握することが必要です。

（留意事項通知 第二の3（8）⑩（3の（2）⑭（一）、（二）準用）参照）

Q5 利用者との関わりについて

家族の協力が難しい家庭で、計画相談が入っていないセルフプランの場合、グループホームとして今後どのように関わっていけばよいか。対応等方法を提案いただきたい。

- A 家族の協力を得ることが難しいセルフプランの利用者が、障害福祉サービス等を新たに利用したり、見直したりしていくうえでは、計画相談支援を導入していくことが望ましいと考えます。

計画相談支援の導入にあたっては、地域生活支援センター、または、障害者福祉課の担当ケースワーカーにご相談ください。